

意見申出制度及び検査モニター制度について

第 1 意見申出制度

1 対象検査

意見申出制度は、大臣官房検査・監察部（以下「検査・監察部」という。）及び内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）が行う検査について適用する。

2 提出期限

検査（講評）終了後 2 週間以内とする。

3 提出形態

検査対象者からの意見申出に際しては、検査終了時の意見聴取又は現地講評の際に意見の相違が明らかとなった事項について、事実関係及び検査対象者の意見を明記し、必要に応じ疎明資料及び当該検査対象者を指導する立場にある機関がある場合には当該機関の意見書等を添付の上、代表者名により農林水産省大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）あて提出させるものとする（別紙様式 1-1 及び 1-2）。

また、意見相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項が発生した時点からの、検査対象者と検査官との折衝の経緯（会計監査人等との折衝があった場合には、その経緯を含む。）につき、併せて提出させる（別紙様式 1-3）。

なお、立入検査の完結性を確保するため、十分議論を尽くした上でも意見相違となった事項に限り申出できることとし、新たな論点・主張及び検査官個人に対する意見は認めないものとする。

4 提出先

申出書は、原則として検査責任者が受領し、検査・監察部長に提出することとする。

ただし、特段の事情がある場合、沖縄総合事務局が実施する検査に係る検査対象者は、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由して、又は直接検査・監察部長あて提出できるものとする。

なお、提出部数は、正本 1 部、副本 2 部の計 3 部とするとともに、提出された文書については、提出方法・内容の如何にかかわらず、その写しを検査責任者及び当該検査対象者の検査を所管する沖縄総合事務局長（検査・監察部が検査を実施した場合を含む。）に対し回付するものとする。

5 審査方法

審査は、すべての申出について、検査・監察部長及び検査・監察部長が指定した者並びに外部の専門家に委嘱して行うものとする。なお、沖縄総合事務局が検査を実施した場合については、沖縄総合事務局において事情を調査の上、沖縄総合事務局の意見を付して検査・監察部長に進達するものとする（別紙様式2-1及び2-2）。

審査及び事情調査は、提出された資料に基づき行うが、必要がある場合は、申出検査対象者及び検査責任者から事情、意見等を聴取することとする。

6 審査結果の回答

審査結果は、それぞれ別紙様式3-1～4により回付又は通知するものとし、沖縄総合事務局にあっては、当該検査に係る検査責任者に対し、審査結果を回付するものとする。

申出検査対象者に対する回答方法は、検査書に包含した形で処理することとする。

第2 検査モニター制度

1 趣旨

検査対象者の検査に対する意見や要望を的確に把握し、適正な検査の推進に資するため、オフサイト検査モニター（検査対象者にオフサイト検査モニター調査票（以下「オフサイト調査票」という。）を配布し、回答を求めることをいう。以下同じ。）及びオンサイト検査モニター（検査・監察部長又は沖縄総合事務局長が指定した者（以下「モニター実施者」という。）が、検査対象者の代表者等から、検査に関して直接意見聴取を行うことをいう。以下同じ。）を実施する。

2 対象検査

検査モニター（オフサイト検査モニター及びオンサイト検査モニターをいう。以下同じ。）は、検査・監察部及び沖縄総合事務局の全ての検査対象者に対する検査について適用する。

3 オフサイト検査モニター

（1）実施方法

ア 検査責任者は、検査対象者にオフサイト調査票を配布し、回答を求めるものとする。

イ オフサイト調査票は、検査の実施状況について回答を求めるものとする。

ウ オフサイト調査票の提出先は、検査・監察部が所轄する検査にあたっては検査・監察部調整・監察課、沖縄総合事務局が所轄する検査にあたっては農林水産部農政課とする。

エ オフサイト調査票の提出を依頼するに際しては、検査（講評）終了後速やかに

提出されるよう依頼する。

(2) 対応

- ア 提出されたオフサイト調査票については、個別に回答しないが、検査の実態把握、検査手法の改善等の参考資料として活用するものとする。
- イ オフサイト調査票の記載に不明確な点等がある場合には、必要に応じて、補足のためのヒアリングを行う等により、オフサイト調査票の回答の的確な把握に努めることとする。

4 オンサイト検査モニター

(1) 実施方法

- ア オンサイト検査モニターを実施するモニター実施者は、検査対象者に出向き、検査対象者の代表者等から検査上の問題点の有無、検査に対する意見等を聴取する。
ただし、特別な事由があるときは、ウェブ会議、テレビ会議等によるリモートでの対応に代えることができるものとする。
- イ モニター実施者は、必要と認めるときは、検査責任者に対して当該聴取結果を伝達し、又は当該検査の実施上留意しておくべきと考えられる事項等を指示するものとする。

(2) 実施団体の選定

具体的にオンサイト検査モニターを実施する検査対象者は、検査において経営に重大な影響を与える事案が認められる検査対象者及び全国組織並びに、オフサイト検査モニターの結果、意見や要望があった検査対象者を中心にモニター実施者と協議の上選定することとする。

5 報告等

(1) 報告

沖縄総合事務局は、必要に応じて、検査モニターで明らかとなった問題・結果等を取りまとめ、検査・監察部に報告するものとする。

(2) 必要な指示

検査・監察部においては、沖縄総合事務局からの報告も含め、検査モニターの結果を集約・分析するとともに、必要に応じて、関係部署、検査官、沖縄総合事務局等に送付するものとする。また、必要に応じて、所要の指示を行うものとする。

(別紙様式 1 - 1)

年 月 日

農林水産省大臣官房検査・監察部長 殿

検査対象者名称

代表者役職・氏名

意 見 申 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日を基準日として実施された今般の検査につき、当（検査対象者名称）と検査官との間において意見の相違が生じたので、意見申出制度に則り、別紙のとおり申出いたします。

(別紙様式 1－2)

検査対象者と検査官との考え方の相違

事 実 関 係	検査対象者の考え方	検査官の考え方

(別紙様式 1 - 3)

意見相違事案の折衝の推移

[illegible]

(別紙様式 2 - 1)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房検査・監察部長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

意見申出に係る事情調査結果及び当局意見について

〇〇年〇〇月〇〇日に(検査対象者名称)より提出のあった意見申出書について、
事情調査結果及び当局意見を送付する。

記

- ・ 立入検査終了日 年 月 日
- ・ 申 出 年 月 日 年 月 日
- ・ 意 見 相 違 点

- ・ 検査対象者の意見

- ・ 検査官の意見

- ・ 事務局の意見

- ・ 検査書に与える影響

(注意事項) ・ 概要を簡潔に記載し、詳細については次葉によること。

- ・ 検査・監察部長への進達の際には、書面による送付のほか、メールにて送付すること。

(別紙様式 2 - 2)

事 情 調 査 書

内閣府沖縄総合事務局

検査対象者意見	検査官意見	事務局意見

留意事項・・・① 検査対象者及び検査官の意見欄には、適宜、事実関係及び検査官の意見等を記入すること。
② 事務局意見欄には、事務局意見のほか検査結果に与える影響を記載する。

(別紙様式 3 - 1)

番 号

年 月 日

〇〇検査官 殿
(検査対象者検査責任者)

大臣官房検査・監察部長

意見申出に係る審査結果について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇号で申請のあった(検査対象者名称)からの意見について、審査結果を下記のとおり回付する。

記

- ・意見申出検査対象者
- ・申出年月日
- ・審査結果

(別紙様式 3 - 2)

審 査 書

検査対象者意見	検査官意見	審査結果

(別紙様式 3 - 3)

番 号

年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省大臣官房検査・監察部長

意見申出に係る審査結果について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇号で進達のあった標記に係る貴局意見について、
審査結果を下記のとおり通知する。

記

- ・意見申出検査対象者
- ・申出年月日
- ・審査結果

(別紙様式 3 - 4)

審 査 書

検査対象者意見	検査官意見	事務局意見	審査結果

